

内閣府国際平和協力本部事務局 任期付職員の募集について

内閣府国際平和協力本部事務局では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。)に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官(国際平和協力本部事務局 専門官)(課長補佐級)(予定)

2. 職務内容

- (1) 内閣府国際平和協力本部事務局では、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(平成4年法律第79号)に基づく人的・物的協力に関する事務を行っています。
- (2) 今回募集する職員には、当事務局において平成17年に発足した「国際平和協力研究員制度」を始めとする国際平和協力分野の人材育成等に関して、主に以下の業務に従事していただきます。
 - 国際平和協力分野の人材育成に関すること
 - ・ 国際平和協力研究員制度の運用(研究員制度の企画立案・調整、研究活動のサポート、広報、募集・採用等)
 - ・ その他の国際平和協力分野の人材育成(外部講演、国連等による専門家会合への出席等)
 - 広報活動(研究員による出前講座、国連三角パートナーシップ・プログラム等の企画・実施等)
- (3) 勤務形態としては、基本的に、一般職の公務員の勤務時間において執務することになりますが、業務上の必要に応じて海外への出張等があり得ます。

3. 募集人員

1名

4. 募集対象

大学卒業以上の学力を有すると認められる者で、次の要件を満たす者

- (1) 国際機関等における実務経験を有すること
 - (2) 管理的立場(又はそれに相当する立場)において、プロジェクト等を統括・推進した経験を有すること
 - (3) 実務を行うに足るレベルの英語力を有すること
 - (4) 心身ともに健康であること
 - (5) 8.の任期にわたり、継続して勤務が可能であること
- さらに、以下の条件を満たす者は特に望ましいです。
- ・ 行政実務経験を有すること
 - ・ 大学院レベルでの研究・論文執筆経験等、研究員の研究活動を適切にサポートできる能力・経験を有すること(分野:国際関係論、国際法、開発経済学等)

なお、以下に該当する方は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用形態

任期付職員法第3条第2項に基づき常勤の国家公務員として採用

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）による。

7. 身分・服務

国家公務員法による。

8. 任期

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで（予定）

※必要に応じ、採用日から5年を超えない範囲内で任期の更新があり得ます。

9. 勤務時間・休暇

勤務時間：原則として、平日午前9時30分から午後6時15分
（土・日・休日を除く。必要に応じ、超過勤務あり。）

休 暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じ
て決定。20日を限度に翌年に繰り越し可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇

10. 勤務地

内閣府国際平和協力本部事務局（東京都千代田区霞が関3-1-1）

11. 応募方法

(1) 提出書類

- ア. 履歴書（カラー写真添付）1通
- イ. 志望理由（A4横書き1枚 2,000字以内）
- ウ. 職務経歴書（これまで従事した職務内容（大学院等での研究内容を含む。）を具体的に記述したもの、A4横書き）
- エ. 英語力を客観的に評価できるもの（コピー可）

(2) 提出方法・提出先

郵送又はメールでの提出。

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館8階
内閣府 国際平和協力本部事務局 総務係（採用担当）

※メールでの提出を希望される場合は、

当事務局ホームページ(<http://www.cao.go.jp/pko/index.html>)の「メールフォーム」
(<https://form.cao.go.jp/pko/opinion-0001.html>)に氏名、電話番号、電子メールアドレス、任期付職員への応募であることを「本文欄」に入力し、送信してください。

入力いただいたメールアドレスに対し、提出書類送付用のメールアドレスを通知いたします。

※投函又はメール送付後、下記「14」宛に郵送又はメール送信した旨を御電話ください。

(3) 提出期限

令和8年7月24日（金）必着

12. 選考方法

書類審査（1次試験）の後、面接試験（2次試験）を行います。

※ 2次試験を行うこととなった方には、2次試験の日時等を御連絡します。

（2次試験は令和8年8月7日（金）までに行う予定です。）

※ 応募書類の返却はいたしません。また、面接試験の交通費等がかかる場合は本人負担です。

13. その他

(1) 応募の秘密については、厳守いたします。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。

(3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

(4) 採用後はマイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、採用内定後採用までの間にカード取得の手続きをしていただくこととなります。

14. 問合せ先

内閣府 国際平和協力本部事務局 総務係 上野

電話：03-3581-7340（直通）